

会 員 各 位

東京地方税理士会藤沢支部

支 部 長 城 田 英 昭

(公印省略)

第 2 5 4 回定例会・研修会結果について(報告)

令和 6 年 4 月 1 8 日に藤沢商工会館ミナパークにて開催された定例会は会員 6 9 名・WEB 配信視聴 4 0 名が出席し、結果は次の通りです。

1. 支部長挨拶

令和 6 年度が始まりました。昨年一年の経験活かしたい。

4 月上旬に各部 (10 部) で部会が行われ、各部の予算が幹事会で承認されました。

・農協臨税について

本会で臨税廃止の動きがあった 現在は藤沢、横須賀、小田原のみ
今後どのような対応になるか話し合いが行われる

・事務局移転について

5 月 1 日ミナパーク 507 5 月 23 日 24 日で引越し

・総会について

6 月 14 日 (金) 北島本会会長が出席される

・支部旅行について

6 年ぶりに宿泊での支部旅行を行う

・湘南 8 支部合同研修会について

合同研修会を行うことになった。藤沢市民会館にて。

本会会長があいさつに見える

・その他報告

大山会員について…弁明意思確認を行っている

藤沢簡易裁判所…横浜家庭裁判所の出張所設置の協議会が立ち上がっている

支部へ署名運動への協力を求められている

税務行政事務功労…総会で授賞式ができれば。

新入会員がいらっしゃるのご挨拶いただきます

磯崎会員 郷原会員 薄井会員

2. 会務報告 (支部長より)

対外的な会務

1 月 25 日 叙勲・納税表彰

1 月 29 日 社会保険労務士会賀詞交歓会 木村副支部長が代理出席

2 月 8 日 全税共 森口博子さんが来られていた

3 月 22 日 本会理事会陪席

4 月 4 日 神奈川県拡販協議会

3. 各部報告

総務部：4月4日第1回部会

予算案作成 5月7日に第2回部会 総会資料のチェック

経理部：期末の監査に向けて入力をしている

4月4日第1回部会

4月5日 会費の請求と引落しの案内を行った

引落しは4月26日 振込は4月26日までをお願いします

かながわ信金に口座がある会員はなるべく自動引落しの手続きをお願いします

厚生部：4月1日に部会

7月5日に支部ボーリング大会を予定（江の島ボウル）

9月13日～15日 伊勢神宮への支部旅行を予定している

5月13日に協同組合のゴルフ大会

研修部：研修3月31日までに36時間達成 191名達成 達成率59.8% 前年59.5%

今後の研修 本日「令和6年度税制改正について」

9月19日湘南8支部での合同研修会

業務対策部：4月5日に部会を開催 8名参加

部員の方、今後の部会にも是非ご参加ください。

税制改正要望事項の提出をお願いします。

法人会しおかげの税金よもやま話 年6回

新入会員の方も是非寄稿をよろしくをお願いします

広報部：広報誌は年2回予定 広報誌リニューアル

支部ホームページの内容の見直しを行っている

本会の広報誌の原稿を皆様にお問い合わせすると思う

税務相談部：税務相談にご参加くださった先生方ありがとうございました。

改めて部の活動内容をいうと相談員派遣を行っている

現在も相談依頼が多数来ている

ご協力をお願いいたします

綱紀監察部：4月3日に部会開催

租税教育推進部：1月24日に慶応義塾湘南藤沢高校 今年度最後の活動

講師募集のアンケートをゴールデンウィーク明けに送る予定

新入会員の方もよろしくをお願いします

高校は秋以降に3校ほど予定する

4. 藤沢税務署からの連絡事項

総務課長輪島様司会

藤沢税務署長あいさつ

インボイス開始後はじめての所得税、消費税確定申告完了しました。
相談会等へのご協力をありがとうございました。
E-TAX の件数が増えてきている 家庭等からの申告が増えていると思われる

総務課からの連絡

関与先名簿、従業員名簿の提出へのご協力をありがとうございました。
提出未済の方はご協力をお願いいたします。
関与先名簿の様式について令和7年度から発送取りやめる

管理運営部門からの連絡

キャッシュレス納付へのご協力をありがとうございます。
確定申告の振替日について関与先への指導をお願いします。
ダイレクト納付の新機能 「自動ダイレクト」
口座振替日は法定納期限
利用条件確認
対象の手続き 資料裏面
注意事項 法定納期限当日の申告の場合
納税額の上限
できない場合は従来のダイレクト納付にてお願いします。

個人課税部門からの連絡

令和5年分確定申告の状況
インボイス導入後はじめての申告
消費税の申告は例年の倍以上あった
令和5年分無料申告相談 ご協力ありがとうございました。
相談件数の報告

法人課税部門からの連絡

定額減税説明会の日程について 予約は国税庁 LINE 公式アカウントから
給与支払者向け所得税定額減税コールセンターの設置について
定額減税に関する動画・Q&A ご参考に…

源泉担当からの連絡

定額減税の説明
6月1日以降の給与の支払いから月次減税の適用
年末調整での一括減税 Q&A 2-4 2-8 3-4 を参考にしてほしい

月次減税の対象者は月次減税を受けなければならない 一括減税はダメ
(質問)

やらない場合にペナルティがあるか？

⇒法律に従って適用をお願いしたい

過大源泉徴収になるので月次減税を行ってほしい

5. 今後の予定

別紙参照

第254回定例会

令和6年4月18日(木)

I. 会員異動

正会員：317名 準会員：6名 (計 323名) 法人会員：32社

前回定例会(第253回)報告後の会員異動状況

退会	1月29日	田沼 靖朗		鎌倉支部へ
退会	2月22日	北澤 武士		東京会へ
退会	2月22日	阿久津 稔		東京会へ
退会	1月11日		BASE ONE税理士法人	東京会へ
退会	3月13日	鈴木 賢司		業務廃止
退会	3月30日	安藤 好孝		業務廃止
退会	3月31日	白玖 良寿	税理士法人コスモ・アソシエイツ	業務廃止
入会	1月4日		税理士法人シーガル	新規 法人設置
入会	1月23日	遠藤 大樹	税理士法人シーガル	横浜中央より
入会	1月23日	中込 政博	税理士法人シーガル	小田原支部より
入会	1月25日		BASE ONE税理士法人 湘南事務所	新規 法人設置
入会	3月26日	郷原 廣行		登録即入会
入会	4月3日	佐々木 誠		横浜中央より

II-1. 会務報告

- 1/24(水) 確定申告期無料相談会担当者会議(ミナパーク)
第253回定例会及び研修会(ミナパーク)
租税教室 慶應義塾湘南藤沢高等部
- 2/2(金) 確定申告期無料相談会(寒川町 町民センター)
- 2/6(火)7(水) 確定申告期無料相談会(茅ヶ崎商工会議所)
- 2/8(木) 税理士記念日確定申告無料相談会(茅ヶ崎商工会議所)
- 3/28(水) 第6回正副支部長会(事務局)
第6回幹事会(ミナパーク)
- 4/1(月) 第1回厚生部会(ミナパーク)
第1回広報部会(事務局)
- 4/2(火) 第1回税務支援対策部会(事務局)
第1回租税教育推進部会(事務局)
- 4/3(水) 第1回綱紀監察部会(事務局)
第1回税務相談部会(ミナパーク)
- 4/4(木) 第1回総務部会(ミナパーク)
第1回経理部会(ミナパーク)
- 4/5(金) 第1回研修部会(ミナパーク)
第1回業務対策部会(事務局)
- 4/11(木) 第1回正副支部長会(事務局)
第1回幹事会(ミナパーク)

II-2. 会務報告（支部長）

- 1/25(木) 新年賀詞交歓会及び叙勲・納税表彰受章祝賀会（神奈川県法人会連合会）
- 1/29(月) 新年賀詞交歓会（社会保険労務士会藤沢支部）
- 2/8(木) 第38回全税共全国統一キャンペーン表彰祝賀会（協同組合）
- 3/22(金) 本会理事会（支部長陪席）
- 4/4(木) 神奈川県拡販協議会（協同組合）

III. 今後の日程

- 4/18(木) 新入会員説明会（事務局）11：00～
第254回定例会及び研修会（ミナパーク）13：30～
- 4/23(火) 令和5年度期末会計監査及び業務監査（事務局）17：00～
- 5/7(火) 第1回総務・経理合同部会（事務局）16：00～
- 5/15(水) 第68回定期総会の運営打合せ会（歴代支部長会）（煌蘭 藤沢店）
- 5/23(木) 第2回総務部会（事務局）
- 5/29(水) 第2回正副支部長会（ミナパーク）15：00～
第2回幹事会（ミナパーク）16：30～
大同生命との協議会
- 6/11(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10：00～
- 6/14(金) 第68回定期総会（湘南鎌倉クリスタルホテル）
- 7/3(水) 第3回正副支部長会（事務局）15：00～
第3回幹事会（多目的ホール3）16：30～
朝日生命との協議会
- 7/9(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10：00～
- 7/23(火) 新入会員説明会（事務局）11：00～
第255回定例会及び研修会（ミナパーク）
- 8/13(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10：00～
- 9/5(木) 第3回正副支部長会（ミナパーク）14：00～
第3回幹事会（ミナパーク）15：30～
- 9/10(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10：00～
- 9/11(水) 第256回定例会及び研修会（ミナパーク）13：30～

V. 協同組合主要行事日程（日程は予定です。変更となる場合があります。）

- 5/13(月) 第20回春季ゴルフ大会（レイクウッドゴルフクラブ）
- 6/27(木) 第11回関東テニス大会
- 6/13(木) 第62回通常総代会（横浜ベイシェラトンホテル）
- 7/16(火) 支所長会（横浜ベイシェラトンホテル）
- 7/22(月) 総合事業保障プラン表彰式（横浜ロイヤルパークホテル）

藤沢税務署からの連絡事項

【管理運営部門】

1 令和5年分 確定申告の振替日（口座引落日）について

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税 令和6年4月23日（火）
- ・ 消費税及び地方消費税（個人事業者） 令和6年4月30日（火）

振替日の前営業日までに預貯金口座の残高を確認していただきますよう、御関与先への御指導をお願いいたします。

2 自動ダイレクトの概要について

令和6年4月からダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）の新機能として「自動ダイレクト」が始まりました。

○e-Taxの申告等データを送信する画面で、自動ダイレクト欄にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きができる機能です。口座引落日は、法定納期限となります。

なお、法定納期限に自動ダイレクトの手続きをした場合は、その翌取引日に口座引落され、その納付については法定納期限内分として取り扱われます。

○利用条件（次の2つの条件に該当する場合に利用できます。）

- ① 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- ② 法定納期限内に申告手続をする場合

○法定納期限内の申告ではない、期限後申告や修正申告又は申告期限の延長をしている場合など自動ダイレクトが利用できない場合があります。

○対象申告手続（配布資料 自動ダイレクト対象手続一覧参照）

○利用に当たっての注意事項

法定納期限当日に自動ダイレクトの手続きをした場合は、表のとおり納税額に制限があります。

○自動ダイレクトの設定が正常に終了すると、メッセージボックスに「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」という納付区分番号通知が格納されます。

また、自動ダイレクトの設定が正常に終了していない場合、メッセージボックスに「自動ダイレクト納付エラー通知」が格納されますので、メッセージボックスの確認を忘れずに行ってください。なお、「自動ダイレクト納付エラー通知」が格納された場合には、同時に「納付区分番号通知」も格納されますので、その「納付区分番号通知」を使用して、従来のダイレクト納付の手続きを行ってください。

〔配布資料：国税庁HPダイレクト納付の手続

、令和6年4月から自動ダイレクトが始まります！〕

※ 詳細は、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」を確認してください。

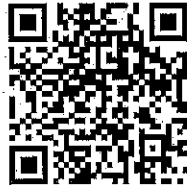
○ 制度解説動画の掲載

令和6年3月8日に国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」に掲載。

○ 国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

QRコード



【総務課】

関与先名簿及び従業員名簿について

名簿の提出に御協力いただきありがとうございました。

なお、未提出の方につきましては、再度、提出の依頼をさせていただきますので、御提出をよろしくお願いいたします。

また、令和7年以降は様式送付を取りやめることいたしました。提出に当たっての依頼文書や返信用封筒は、引き続き送付させていただきますので、御協力をお願いいたします。

〔配付資料：東京国税局からのお知らせ「令和7年以降の関与先名簿及び従業員名簿の様式送付の取りやめについて」〕

ホーム 税の情報・手続・用紙 納税・納税証明書手続 納税証明書及び納税手続関係

G-2-2 ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)の手続

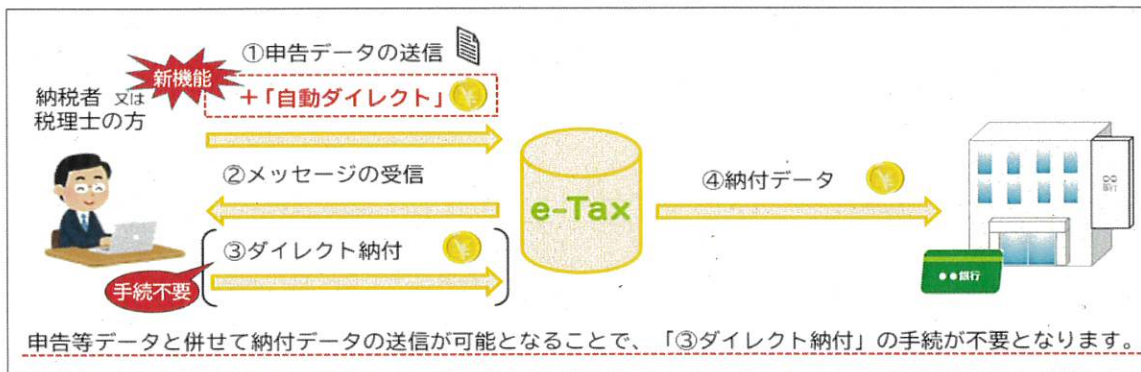
G-2-2 ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)の手続

自動ダイレクト ※令和6年4月からの新機能

○ 自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示されるので、チェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能です。自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となります。

なお、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされます。



○ 利用条件

次のすべての条件に該当する場合に利用できます。

- ・ 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- ・ 法定納期限内に申告手続をする場合

※1 具体的な対象申告手続はこちら (PDF/240KB)

2 申請等により申告期限を延長している方など利用できない場合があります。詳しくは以下の「自動ダイレクトQ&A」をご覧ください。

○ 利用に当たっての注意事項

▶ 納税額の上限について

法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、以下の表のとおり納税額に制限があります。

● 納税額の上限

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

▶ 残高確認について

引落日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。残高不足等で引落しができない場合は、法定納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

自動ダイレクト
Q&A

自動ダイレクトに関するQ&Aはこちらからご覧いただけます。

リーフレット

自動ダイレクトのリーフレットはこちらからご覧いただけます。

○自動ダイレクト対象手続一覧

項目	対象税目	手続名称	自動ダイレクト対象/対象外
1		普通法人の確定申告(青色)	
2		普通法人の確定申告(白色)	
3		内国法人の確定申告(青色)	
4		内国法人の確定申告(白色)	
5		公益法人の確定申告(青色)	
6		公益法人の確定申告(白色)	
7		特定医療法人の確定申告	
8	法人税	予定申告	
9		外国法人の確定申告(青色)	
10		外国法人の確定申告(白色)	
11		外国法人の予定申告	
12		退職年金等積立金に係る申告	
13		通算法人の確定申告	
14		通算法人の予定申告	
15		連結予定申告	
16	所得税	所得税申告	
17		消費税及び地方消費税申告(一般・個人)	
18		消費税及び地方消費税申告(一般・法人)	
19		消費税及び地方消費税申告(簡易課税・個人)	
20		消費税及び地方消費税申告(簡易課税・法人)	
21	消費税	消費税及び地方消費税中間申告(個人)	
22		消費税及び地方消費税中間申告(任意)(個人)	
23		消費税及び地方消費税中間申告(法人)	
24		消費税及び地方消費税中間申告(任意)(法人)	
25		酒税納税申告(月分申告用)	
26		酒税納税申告(差額課税用)	
27		印紙税納税申告(書式表示用)	
28		印紙税納税申告(一括納付用)	
29	間接諸税	揮発油税及び地方揮発油税申告(月分申告)	
30		揮発油税及び地方揮発油税申告(用途外消費)	
31		揮発油税及び地方揮発油税申告(月分申告・パイオ)	
32		揮発油税及び地方揮発油税申告(用途外消費・パイオ)	
33		石油ガス税納税申告	
34		報酬・料金等の所得税徴収高計算書	
35	源泉所得税等	定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書	
36		配当等の所得税徴収高計算書	
37		非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書	

対象

項目	対象税目	手続名称	自動ダイレクト対象/対象外
38		給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)	
39		給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期待例分)	
40		利子等の所得税徴収高計算書	
41	源泉所得税等	償還差益の所得税徴収高計算書	
42		上場株式等の源泉徴収選取口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書	
43		割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書	
44		国際観光旅客税の計算書	
45		贈与税申告(暦年課税)	
46	相続・贈与税	贈与税申告(相続時精算課税)	
47		相続税申告	
48		納付情報登録依頼	
49		納付情報登録依頼(納付受託者用)	
50		予約申出	
51		印紙納税付託書使用請求	
52	その他	酒税納税申告(特殊な場合の申告用)	
53		清算事業年度予約申告(青色)	
54		清算事業年度予約申告(白色)	
55		残余財産分配等予約及び清算確定申告(青色)	
56		残余財産分配等予約及び清算確定申告(白色)	

対象外

対象



源泉所得税の納付にも、
おススメ!!

令和6年4月から

自動ダイレクト

が始まります!

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。[🔗](#)
2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

✿ 受付システムへの送信

以下の手続きを受付システムへ送信します。

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。 **自動ダイレクトとは?**

1 私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

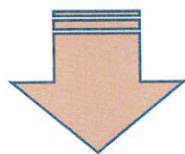
利用者識別番号	1234123412341234
引落日	令和6年5月10日
納付金額	1,000円
引落口座	国税銀行 普通預金 1234567890123

フォルダ選択	受信通知の格納先フォルダ	フォルダ選択
	未選択(共通フォルダ)	<input type="button" value="フォルダ選択"/>

2

①チェックボックスにチェック!

②送信をクリック!



自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落を行う」にチェックがあるため、法定納期限当日（法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日）に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか?

※ 口座引落しの前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。（口座引落しができなかった場合、延滞税等がかかる可能性があります）

※ 振替納税を利用されている方へ
自動ダイレクトにより納付された場合、振替日に口座引落しは行いません。

3

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

③確認してクリック!

4 送信まで終わったら

● 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。

● 納付日に自動引落し
法定納期限当日(又は翌取引日※)に、自動で口座から引き落とされます(操作は不要)。
※法定納期限当日に申告した場合

● 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。

東京国税局からのお知らせ

令和7年以降の関与先名簿及び従業員名簿の様式送付の取りやめについて

日頃から税務行政につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
当局から毎年提出をお願いしている「関与先名簿及び従業員名簿」につきまして、
行政コスト削減等の観点から、令和7年以降は様式送付を取りやめることとしまし
た。

※ 提出に当たっての依頼文書や返信用封筒は、引き続き送付させていただきます。

なお、来年以降に提出していただく場合は、前年に提出していただいた関与先名簿
及び従業員名簿を加除・訂正するなどの方法又は適宜の様式で作成したものを提出し
ていただいても差し支えありません。

また、各様式データは、Word版及びExcel版を国税庁ホームページに掲載
していますので、御活用ください。

おって、『電子（e-Tax）』によるイメージデータ（PDF形式）でも提出して
いただくことが可能です。『電子（e-Tax）』による提出の際の送信手順について
は、国税庁ホームページを御覧ください。

国税庁ホームページ

○様式掲載場所

[【https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/topics/kanyo_jugyoin/index.htm】](https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/topics/kanyo_jugyoin/index.htm)

○具体的な送信手順

(e-Tax ソフト)

[【https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported_pcimage.htm】](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported_pcimage.htm)

(e-Tax ソフト (WEB版))

[【https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported_webimage.htm】](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported_webimage.htm)

令和6年分所得税の定額減税Q & A (令和6年4月改訂版)

令和6年2月5日
令和6年3月18日改訂
令和6年4月11日改訂
国 税 庁

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなります。

この令和6年分所得税の定額減税に関する事項をQ & Aとして取りまとめましたので、参考としてください。

（注） このQ & Aは令和6年4月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

《 目 次 》

《凡例》	1
【定額減税の概要】	
1-1 定額減税の概要	2
1-2 居住者と非居住者	2
1-3 合計所得金額	2
1-4 同一生計配偶者	3
1-5 扶養親族	3
1-6 定額減税の実施方法（給与所得）	3
1-7 定額減税の実施方法（給与所得以外）【令和6年4月修正】	5
1-8 定額減税の実施方法（退職所得）	6
1-9 定額減税の実施方法（公的年金等）【令和6年4月追加】	6
1-10 源泉徴収で定額減税を行う公的年金等の範囲【令和6年4月追加】	7
【適用対象者】	
2-1 定額減税の適用対象者	8
2-2 所得制限を超える人に対する定額減税	9
2-3 公的年金等の支払を受ける給与所得者に対する定額減税	9
2-4 給与所得者における定額減税の適用選択権の有無	9
2-5 従たる給与に係る定額減税	10
2-6 日雇賃金に係る定額減税	10
2-7 基準日前に死亡退職・非居住者となった人に対する定額減税 【令和6年4月修正】	10

2-8	所得制限を超える人から定額減税不要の申出があった場合 【令和6年4月追加】	11
2-9	青色事業専従者に対する定額減税【令和6年4月追加】	11

【基準日在職者】

3-1	基準日在職者	11
3-2	基準日に退職した人に対する定額減税	12
3-3	基準日の後に就職した人に対する定額減税	12
3-4	所得制限を超える人に対する月次減税	12
3-5	休職者に対する定額減税【令和6年4月追加】	12

【基準日在職者が退職した場合等】

4-1	基準日在職者が再就職をした場合	13
4-2	控除外額のある人が死亡退職した場合	13
4-3	控除外額のある人が出国した場合	13

【控除前税額】

5-1	「財務省告示による税額計算の特例」と定額減税	14
5-2	控除前税額の計算に係る復興特別所得税	14
5-3	前月の給与の金額の10倍を超える賞与を支払う場合 【令和6年3月追加】	14

【月次減税額】

6-1	月次減税のための申告書の提出	15
6-2	非居住者である同一生計配偶者等に係る月次減税	15
6-3	源泉控除対象配偶者	15
6-4	控除対象扶養親族	16
6-5	源泉控除対象配偶者に係る月次減税	16
6-6	源泉控除対象配偶者（所得金額の見積額が48万円超）に係る月次減税	16
6-7	基準日在職者（所得金額の見積額が900万円超）の配偶者に係る月次減税	17
6-8	控除対象扶養親族に係る月次減税	17
6-9	16歳未満の扶養親族に係る月次減税	17
6-10	扶養控除等申告書に記載していない16歳未満の扶養親族に係る月次減税	18
6-11	基準日の前に死亡した扶養親族に係る月次減税	18
6-12	扶養親族の人数が変更になった場合	18
6-13	扶養控除等申告書に記載された障害者である同一生計配偶者（月次減税時） 【令和6年3月追加】	19

6-14	扶養控除等申告書等以外の様式の使用可否（月次減税時） 【令和6年3月追加】	19
------	--	----

【月次減税の方法等】

7-1	各種手当や報奨金・一時金に係る月次減税	20
7-2	6月の給与支給日前に賞与が支給される場合	20
7-3	未払給与（令和5年分）に係る月次減税	20
7-4	未払給与（令和6年分）に係る月次減税	20
7-5	給与の増額改訂があった場合【令和6年3月追加】	21

【年調減税額】

8-1	年調減税のための申告書の提出	21
8-2	控除対象配偶者・配偶者特別控除の適用を受ける配偶者に係る年調減税	22
8-3	給与所得者（所得金額の見積額が1,000万円超）の配偶者に係る年調減税	22
8-4	年末時点で非居住者となる見込みの同一生計配偶者等に係る年調減税	22
8-5	年末時点で居住者となる見込みの同一生計配偶者等に係る年調減税	23
8-6	所得金額が48万円超となる見込みの配偶者等に係る年調減税	23
8-7	年の途中で出生した扶養親族に係る年調減税	24
8-8	年の途中で死亡した扶養親族に係る年調減税	24
8-9	同一生計配偶者について「源泉徴収に係る申告書」に記載して提出した場合の取扱い【令和6年3月追加】	24
8-10	扶養親族について「源泉徴収に係る申告書」に記載して提出した場合の取扱い【令和6年3月追加】	25
8-11	扶養控除等申告書に記載された障害者である同一生計配偶者（年末調整時） 【令和6年3月追加】	25
8-12	扶養控除等申告書等以外の様式の使用可否（年末調整時） 【令和6年3月追加】	25

【年調減税の方法等】

9-1	所得制限を超える人に対する年調減税	26
9-2	令和7年以降に支給される給与等に係る定額減税	26
9-3	源泉徴収簿の記載方法【令和6年4月追加】	27

【源泉徴収票・給与支払明細書・徴収高計算書】

10-1	源泉徴収票への記載方法【令和6年4月修正】	27
10-2	所得制限を超える人の源泉徴収票の記載方法【令和6年4月追加】	28
10-3	外国人技能実習生の源泉徴収票の記載方法【令和6年4月追加】	28

10-4	年末調整をしなかった人の源泉徴収票への記載方法	28
10-5	退職した人（年末調整未了）の源泉徴収票への記載方法	29
10-6	同一生計配偶者や扶養親族となっている人の源泉徴収票の記載方法 【令和6年4月追加】	29
10-7	源泉徴収票の「控除外額」と給付金【令和6年4月追加】	29
10-8	給与支払明細書への記載事項	30
10-9	給与支払明細書に月次減税額を記載するスペースがない場合	30
10-10	所得税徴収高計算書（納付書）の記載方法	30
【各人別控除事績簿】		
11-1	各人別控除事績簿の作成の要否	30
11-2	各人別控除事績簿以外の様式の使用可否	31
【各種給付措置】		
12-1	定額減税と併せて行われる各種給付措置【令和6年4月修正】	31
12-2	定額減税と併せて行われる各種給付措置に対する課税【令和6年4月追加】	31